

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 古賀市地域公共交通会議
住 所 古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号
代表者氏名 会長 稲永 健太郎

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 6 月 日

(名称) 古賀市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

市内の公共交通としては、鉄道（JR鹿児島本線）や高速バス、路線バス（西鉄バス広域路線・西鉄バス古賀市内線）が運行しているほか、コガバス（古賀市公共施設等連絡バス）やのるーと古賀（AIオンデマンドバス）、タクシーが運行しており、市民や来訪者の移動を支えている。しかしながら、公共交通の利用者数は、コロナ禍前の水準に戻ったものの運行に要する経費の増大に伴う収支悪化による行政負担の増加が課題となっている。そして、路線バスやタクシーにおいては、運転士不足が続いており、公共交通を維持していく基盤が縮小している状況である。また、高齢化が進展しており、高齢者が自立した生活を送っていく上で、地域において移動手段を確保していくことの重要性が高まっている。

令和 4 年度、交通空白地域を有する小竹地区において地域協議会が発足し、住民の移動ニーズを踏まえた交通手段確保に向けた検討を地域と協働で進めてきた。小竹地区住民は、隣接する新宮町への移動ニーズが高く、また人流データにおいても小竹地区から新宮中央駅周辺への移動が多く確認された。地域との検討の結果、コガバス（古賀市公共施設等連絡バス）の新規路線（小竹線：コスモス館～小竹～新宮中央駅）を運行することとし、令和 6 年 10 月より実証運行を開始した。

当該路線は、小竹地区住民の日常の買物、通院など市内及び隣接する新宮町との移動手段としての役割を担っている。また、JR新宮中央駅との接続、JR新宮中央駅にて幹線系統（新宮町コミバス「相らんど線」）との接続など広域的な移動も可能であることから、市外への通勤通学利用も担っており、鉄道を補完する欠かせない路線となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、コガバス小竹線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

コガバス小竹線の収支率 25%以上
コガバス小竹線の 1 日あたりの利用者数 37 人以上
コガバス小竹線の市の財政負担額 1,000 万円/年

(古賀市地域公共交通計画 別冊 P7 参照)

(2) 事業の効果

コガバス小竹線を維持することにより、小竹地区住民の日常の買物、通院など市内及び隣接する新宮町との移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実施できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・西鉄バス古賀市内線、コガバスの一体的な見直し（事業者・古賀市）
- ・運転士の確保（公共交通分野への就職促進、二種免許取得支援制度の検討）（古賀市）
- ・公共交通に関する情報周知の強化（古賀市）
- ・戦略的モビリティ・マネジメントの実施、公共交通の使い方講座等の開催（古賀市）
- ・市民の参画強化（地域が主体となった取組の促進）（古賀市）

(古賀市地域公共交通計画 P42～P56 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコガバス小竹線について、その運行に係る費用総額 10,215 千円のうち、古賀市から運行事業者への委託料支払い額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施 ・利用者アンケート（調査員が車内に乗り込みアンケート調査を実施） ・地域住民との意見交換会
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和4年度から令和6年度にかけて、小竹区地域協議会を5回開催。
(運行計画、ダイヤ、バス停の設置場所等について協議)
- ・ 令和7年6月2日 地域公共交通計画別紙(令和8年度地域公共交通確保維持事業)について、協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

小竹区地域協議会を開催し、小竹地区からJR新宮中央駅までの運行を求める声が強かったため、令和7年1月27日にJR新宮中央駅まで延伸した。

令和7年2月12日から14日にコガバス(小竹線)に調査員が乗り込みアンケート調査を実施したので、利用者の意見を継続して路線、ダイヤ等への反映を検討していく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 古賀市駅東1-1-1

(所 属) 古賀市役所 経営戦略課

(氏 名) 古賀 彩加

(電 話) 092-942-1113

(e-mail) kotsu@city.koga.fukuoka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件（別 表7・9）	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 （別表7のみ）
古賀市	(株)古賀タクシー 花鶴タクシー(有)	(1) コガバス小竹線	コスモス館	小竹地区	JR新宮中央駅	往 7.2km 復 6.9km	122日	1,098.0回			路線定期	①	JR新宮中央駅で補助対象地域間幹線系統 新宮町コミバス「相らんど線」と接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	古賀市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	14,574
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	令和6年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）